

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第17号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（税務手当）</p> <p>第2条 条例第3条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、<u>税務課</u>に勤務する職員及び県税事務所の総務課に勤務する職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>（用地交渉従事手当）</p> <p>第30条 条例第31条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、土地対策課、<u>まちづくり推進課</u>、農林事務所、土木事務所、ダム管理事務所又は有明海沿岸道路整備事務所に勤務する職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>（災害応急作業等手当）</p> <p>第30条の2 条例第31条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次項第1号の作業 <u>県土づくり本部</u>に所属する職員</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>（税務手当）</p> <p>第2条 条例第3条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、<u>税政課</u>に勤務する職員及び県税事務所の総務課に勤務する職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>（用地交渉従事手当）</p> <p>第30条 条例第31条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、土地対策課、<u>都市計画課</u>、農林事務所、土木事務所、ダム管理事務所又は有明海沿岸道路整備事務所に勤務する職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>（災害応急作業等手当）</p> <p>第30条の2 条例第31条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次項第1号の作業 <u>地域交流部、農林水産部又は県土整備部</u>に所属する職員</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。